

4 外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和4年10月3日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月5日

福岡市監査委員	中山郁美
同	藤本顕憲
同	水町博之
同	本野正紀

1 監査報告と措置の件数

29 外部監査公表第3号（平成29年4月6日付福岡市公報第6383号(別冊)公表）分
（基金の管理と運用について）・・・1件

31 外部監査公表第2号（平成31年3月25日付福岡市公報第6568号(別冊2)公表）分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）・・・1件

3 外部監査公表第1号（令和3年4月1日付福岡市公報第6758号(別冊3)公表）分
（業務委託に関する財務事務の執行について）・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

29 外部監査公表第3号（平成29年4月6日付福岡市公報第6383号(別冊)公表）分
（基金の管理と運用について）

第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(12) 福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金

監査の結果	措置の状況
<p>② 基金額の見直し及び高額療養費貸付制度の利用実人数の把握について (意見)</p> <p>市は、基金残高及び各区への配分額について、実態に応じて見直すことが望ましい。必要以上の金額を留保しておくことは、当該財源を活用した他の事業実施等の機会を失うことにもつながり、効率性に問題があると考えられる。</p> <p>市は、貸付制度利用の実態把握に努めた上で、基金の金額及び各区への配分額について</p>	<p>平成29年度からの各区の利用実績に基づき、各区への配分額の見直しを行い、令和4年第1回福岡市議会（2、3月定例会）において、基金額の減額が可決された。</p>

新たに検討することが望まれる。 (保健医療局保険医療課)	
---------------------------------	--

31 外部監査公表第2号（平成31年3月25日付福岡市公報第6568号（別冊2）公表）分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）

V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

4 集落排水事業

(5) 地方公営企業法の適用について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 4-(5)-1】 集落排水事業の地方公営企業法適用について</p> <p>現状、集落排水事業の使用料金は下水道事業と同じであるが、下水道事業が地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計による運営が行われているのに対して、集落排水事業は地方公営企業法を適用しておらず、官公庁会計による運営が行なわれている。</p> <p>公営企業会計は発生主義による複式簿記会計であるのに対し、官公庁会計は資金収支を記録する単式簿記会計である。官公庁会計では貸借対照表や損益計算書が作成されないため、適切な財政マネジメントやアセットマネジメントが出来ない。</p> <p>また集落排水事業が独立採算を原則とするために必要な使用料金を設定するためには、集落排水事業における原価計算が必要であるが、官公庁会計では減価償却費などの資本コストを算定しないため原価計算が出来ない。</p> <p>同じ料金であるにも関わらず、下水道事業は公営企業会計で、集落排水事業は官公庁会計で予算編成と決算調整が行われるため、両者の比較ができない。市民や議会へ予算および決算を説明する際の比較可能性が失われている。</p>	<p>令和6年4月1日からの地方公営企業法適用（一部適用、財務規定のみ）に向け、移行作業を行っている。</p>

<p>近年、総務省の方針に従って多くの集落排水事業が地方公営企業法を新規に適用し、地方公営企業会計を導入している。市集落排水事業においても地方公営企業法を適用し、そのメリットを享受することについて検討されたい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>地方公営企業法を適用することで、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上や弾力的な経営が可能となる。集落排水事業では市の方針に従って資産の管理台帳は作成途中であり、作成していない自治体に比べれば法適用のための事務作業も比較的進んでいる。法適用について積極的に検討されたい。</p> <p>(農林水産局漁港課)</p>	
---	--

3 外部監査公表第1号（令和3年4月1日付福岡市公報第6758号（別冊3）公表）分
（業務委託に関する財務事務の執行について）

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

3 監査の結果及び意見（各論）

(8) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>シ 2019年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託（花とみどりのまち推進部みどり運営課）No76</p> <p>① （結果）設計書積算の具体化について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>委託先である公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「緑のまちづくり協会」という。）は、市が出資金、基本金等の25%以上を出資又は出えんしている団体（以下「外郭団体」という。）である。市は、本業務が市全域に係る街路樹等の維持管理、整備を行うという専門性の高さから、外郭団体である緑のまちづくり</p>	<p>設計書積算の具体化について、令和3年度に検討を行った結果、令和4年度より予算資料等の内容を踏まえ、より具体的な積算に基づき設計書の作成を図り、契約を行った。</p>

協会と特命随意契約を締結し、設計書の積算は詳細を積み上げたものではなく予算額を前提に設計するという例外的な取扱いを行っている。

しかし、本業務は、あくまで通常の委託契約である。【現状】に記載したとおり、設計書の詳細な積算資料がないことは、結果として、設計書を基礎として作成された予定価格の適切性、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、予定価格及び契約額の根拠となる設計書について、客観的で合理的な方法に基づいて慎重に算定し、事業の透明性を担保するべきである。

なお、設計書は当初予算の金額を反映しているとのことであるため、予算資料の内容等を踏まえて設計書の作成に資することが望ましい。

(運営課)